

平成 19 年 5 月 16 日

第 17 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

ピリプロキシフェン

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

平成 15 年 7 月 1 日に厚生労働大臣より、清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について意見聴取がなされ、その後、農薬取締法に基づく適用拡大申請（茶）に係り、平成 17 年 11 月 8 日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

また、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 18 年 7 月 18 日に厚生労働大臣より意見聴取をされ、第 10 回総合評価第一部会において A D I が決定した。

(3) 評価の概要

各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 10 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.1 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。